

予定価格の事前公表実施要綱

平成 14 年 9 月 30 日

14葛総経第 213 号区長決裁

改正 平成 15 年 3 月 26 日 14葛総経第 402 号
平成 18 年 6 月 13 日 18葛総契第 24 号
平成 19 年 3 月 27 日 18葛総契第 259 号
平成 21 年 3 月 31 日 20葛総契第 335 号
平成 21 年 9 月 4 日 21葛総契第 297 号
平成 25 年 3 月 26 日 24 葛総契第 923 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区が発注する競争入札案件の予定価格の事前公表(以下「事前公表」という。)の方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 事前公表の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 葛飾区契約事務規則(昭和 39 年葛飾区規則第 7 号。以下「規則」という。)第 2 条第 9 号で規定する電子入札案件のうち、競争入札を実施する案件
- (2) 規則第 2 条第 9 号に定める電子入札案件以外で、公募型指名競争入札又は制限付一般競争入札を実施する案件
- (3) 規則第 2 条第 10 号に定める公有財産売却システムを用いて競争入札を実施する案件

(公表の方法)

第 3 条 予定価格の事前公表の方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 前条第 1 号に掲げる案件にあっては、東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下この条において「電子調達サービス」という。)に予定価格を登録することにより公表する。この場合において、公募型指名競争入札又は制限付一般競争入札を実施する案件の予定価格は、電子調達サービスに登録するほか、総務部契約管財課掲示板及び葛飾区公式サイトにおいて公表する。
- (2) 前条第 2 号に掲げる案件にあっては、総務部契約管財課掲示板及び葛飾区公式サイトにおいて公表する。
- (3) 前条第 3 号に掲げる案件にあっては、公有財産売却システムに予定価格を登録することにより公表する。

(公表の時期)

第4条 事前公表は、原則として当該入札執行日の1週間前までに行う。

(特例)

第5条 契約担当者が特別な理由により予定価格の事前公表に適さない案件と認める場合は、この要綱の規定を適用しないことができる。

付 則 (平成19年3月27日18葛総契第259号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に公表するものについて適用する。

付 則 (平成21年3月31日20葛総契第335号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月26日24葛総契第923号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。